

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取地方裁判所平成24年（ワ）第184号建物明渡し等請求事件に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成25年1月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る和解について

鳥取県営住宅の明渡し等の請求について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

- (1) 県は、和解の相手方に対してなした平成23年10月19日付け書面による県営住宅に係る賃貸借契約解除の意思表示を撤回し、県及び和解の相手方は、和解の相手方が当該賃貸借契約に基づく賃借権を有することを確認する。
- (2) 県は、和解の相手方に対してなした平成23年10月19日付け書面による駐車場使用許可取消しの意思表示を撤回し、県及び和解の相手方は、和解の相手方が当該駐車場使用許可に基づく賃借権を有することを確認する。
- (3) 県は、和解の相手方が、この和解の日から10日以内に平成24年度の駐車場の許可申請書を提出した場合は、平成24年4月から平成25年3月末までの間、引き続き和解の相手方が、当該駐車場を使用することを認める。
- (4) 県及び和解の相手方は、和解の相手方が平成24年11月分までの未払家賃392,600円及び未払駐車場使用料33,000円を県に支払済みであることを確認する。
- (5) 今後、和解の相手方が賃貸借契約に基づく家賃の支払を怠り、その額が家賃の3か月分に達したときは、県は、和解の相手方に対し、何らの通知催告を要しないで当該賃貸借契約を解除し、及び当該賃貸借契約に付随する駐車場使用許可を取り消すことができる。

- (6) 県が和解の相手方に対し(5)による賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しの意思表示をしたときは、和解の相手方は、県に対し、本件建物及び駐車場を直ちに明け渡す。
- (7) 今後、和解の相手方が駐車場使用許可に基づく駐車場使用料の支払を怠り、その額が駐車場使用料の3か月分に達したときは、県は、和解の相手方に対し、何らの通知催告を要しないで当該駐車場使用許可を取り消すことができる。
- (8) 県が和解の相手方に対し(7)による駐車場使用許可取消しの意思表示をしたときは、和解の相手方は、県に対し、駐車場を直ちに明け渡す。
- (9) 県が(5)により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消したときは、和解の相手方は、県に対し、次に掲げる金額を支払う。
- ア 当該賃貸借契約解除の日までの滞納家賃
 - イ 当該賃貸借契約解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1か月166,000円の割合による損害賠償金
 - ウ 当該駐車場使用許可取消しの日までの滞納駐車場使用料
 - エ 当該駐車場使用許可取消しの日翌日から駐車場の明渡しの日まで、1か月6,000円の割合による損害賠償金
- (10) 県が(7)により駐車場使用許可を取り消したときは、和解の相手方は、県に対し、次に掲げる金額を支払う。
- ア 当該駐車場使用許可取消しの日までの滞納駐車場使用料
 - イ 当該駐車場使用許可取消しの日翌日から駐車場の明渡しの日まで、1か月6,000円の割合による損害賠償金
- (11) 和解の相手方は、損害賠償金として245,835円の支払義務があることを認め、平成25年2月から全額支払をするまでの間、毎月末日までに20,500円ずつ(最終支払月にあつては20,335円)を支払う。
- (12) 和解の相手方が(11)の支払を怠り、その額が61,500円に達したときは、和解の相手方は期限の利益を当然に失い、(11)の損害賠償金から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (13) 和解の相手方が、(11)の期限の利益を失ったときは、県は、和解の相手方に対し、何らの通知催告を要しないで賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消すことが

できる。

(14) 県が和解の相手方に対し、(13)による賃貸借契約解除及び駐車場使用許可取消しの意思表示をしたときは、和解の相手方は、県に対し、本件建物及び駐車場を直ちに明け渡す。

(15) 県が(13)により賃貸借契約を解除し、及び駐車場使用許可を取り消したときは、和解の相手方は、県に対し、次に掲げる金額を支払う。

ア 当該賃貸借契約解除の日までの滞納家賃

イ 当該賃貸借契約解除の日の翌日から本件建物の明渡しの日まで、1か月166,000円の割合による損害賠償金

ウ 当該駐車場使用許可取消しの日までの滞納駐車場使用料

エ 当該駐車場使用許可取消しの日翌日から駐車場の明渡しの日まで、1か月6,000円の割合による損害賠償金

(16) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の理由

和解の相手方から和解の申出があり、次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断したため。

(1) 和解の相手方が、未払家賃及び未払駐車場使用料を支払ったこと。

(2) 和解の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。